

国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

通商政策と絡めた運営が濃厚なトランプ政権の通貨政策・外交 ～大統領令「米国第一の通商政策」～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員
橋本 将司
masashi.hashimoto@iima.or.jp

<要旨>

- ▶ トランプ政権は、1月20日の発足と同時に大統領令の1つとして「米国第一の貿易政策」を発表した。安全保障上の観点からも他国への依存を減らすため、商務長官に対して米国の財の貿易赤字の原因やその安全保障上のリスクの報告と共に、関税賦課を含む解決方法の提案などを、4月1日までに実施するよう求めている。
- ▶ 財務長官に対しても、事実上、為替報告書と為替操作国指定の再精査の結果について、4月1日までの前倒し報告を指示。
- ▶ トランプ政権は、関税賦課を諸外国との交渉の駆け引き材料としてだけでなく、製造業の国内回帰や財貿易赤字の削減などの政策目標実現のための政策手段とも考えている模様。為替操作国指定も積極的な運用により通商交渉の補完策として援用され、通商交渉に絡めた通貨政策・外交が行われる流れが強まりそうだ。

<本文>

1. トランプ政権はこれまでのところ広範な関税発動を回避

1月20日に米国第一主義を掲げる第二次トランプ政権が発足した。通商政策関連で

は、既に就任前から中国に最大 60%、それ以外の国々には一律 10~20%の関税を賦課すると表明。不法移民や違法薬物の米国への流入を黙認しているなどとして、カナダとメキシコに 25%、中国に 10%の関税を賦課するとも述べていた。関税賦課は対象国の経済への下押し要因であると共に、米国にとってはインフレ押し上げ要因になることから、ドル高材料として市場では解釈されて来た。移民抑制や減税政策など、他に掲げていた政策も需要刺激のかつ供給制約的なものが多かったため、インフレ率が高止まりして FRB の利下げ見通しも後ろ倒しになり得ることから、トランプ政権発足に向けて、市場では米金利上昇・ドル高の流れが続いて来た（第 1 図）。さらに第一次政権発足時と比べ、今回は事前に閣僚人事なども含めて比較的準備が進んでおり、政権始動と共に大統領令を發布して、関税引き上げなどすぐに実行できる政策を始動するのではとの見方が多かった。公約通り広範な貿易相手国に一律 10%~20%の関税の賦課を表明するなどすれば、為替市場ではさらにドル高が進む可能性が警戒されていた。

こうした中、実際にはこれまでのところ諸外国への一律の関税賦課は実施されていない。トランプ大統領は、2 月 1 日からカナダとメキシコに 25%、中国に 10%の関税を賦課する可能性を示唆してはいるものの、中国に対してはできれば関税は使いたくなくとも発言した。このため、実際にはより現実的な対応が取られて行くのではとの期待も浮上しており、為替市場ではこれまでの流れの巻き戻しからドルは反落に転じている¹。

第1図：ドルの名目実効為替レート(ブロードベース)



(資料) Bloomberg

¹ 1 月 26 日に、移民を送還した米軍用機の着陸をコロンビアが拒否したとして、トランプ大統領はコロンビアからの全輸入品に対して 25%の関税を賦課すると発表した。その後コロンビア政府が受け入れを認めたため関税賦課を保留扱いとした。

2. トランプ政権は大統領令で「米国第一の通商政策」を発表

もっともトランプ政権は、政権発足初日に発表した多数の大統領令の 1 つとして、「米国第一の通商政策（America First Trade Policy）」を発表した²。大枠は第 2 図の通りである。これによれば、トランプ政権は米国の財貿易の大幅な赤字を問題視しており、経済安全保障の観点からも重要品を中心に生産の米国回帰を促し、米国製造業をより活性化することも、政策目標として掲げている。

第 2 図：「米国第一の通商政策」の大枠

Sec.1	背景
Sec.2	不公平・不均衡な貿易への対応
	a 米国の財貿易赤字の調査
	b 外国歳入庁創設の実現可能性調査
	c 他国の不公正な通商政策の調査
	d USMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)に関する調査
	e 為替操作に関する調査
	f 既存の貿易協定に関する調査
	g 米国にとって利益となる新たな貿易協定の調査
	h アンチダンピング・相殺関税法の見直しに関する調査
	i 非課税枠から生じる偽造品・密輸薬物による関税収入損失・リスクを評価
	j 外国による米国市民への差別的課税・域外課税の調査
	k 貿易協定の政府調達に与える影響の調査
Sec.3	中国との経済・通商関係
	a 米中間の経済・通商関連の合意の中国による順守状況の調査
	b 301条による措置の4年レビュー(2024年発表)に関する調査
	c 中国によるその他の米国に対する不公正・差別的な措置に関する調査
	d 中国との恒久的正常貿易関係に関する立法案の評価
	e 中国における米国の知的財産権などの扱いに関する調査
Sec.4	追加的な経済安全保障に関する事項
	a 安全保障に影響を与える輸入に関する調査
	b 鉄鋼およびアルミニウムの輸入調整措置の有効性の調査
	c 先端技術品などの輸出管理制度に関する調査
	d コネクテッドカーの規制に関する調査
	e 懸念国の安全保障に係る技術や製品に対する米国の投資に関する調査
	f 外国政府による補助金などの米国政府調達への影響に関する調査
	g カナダ、メキシコ、中国、その他地域からの不法移民とフェンタニルの流入の調査
Sec.5	報告期限
Sec.6	一般条項

(資料) White House

² [America First Trade Policy – The White House](#)

実際、Sec.1 ではこの大統領令の背景として、トランプ政権では通商政策を安全保障政策の重要な要素と位置付けており、安全保障上の要請に応じて他国への依存を減らすとしている。その上で、投資促進により生産性向上や技術的優位性を高め、米国の労働者、製造業者、農家、畜産業者、起業家、企業に利益をもたらすとしている。

また Sec.2 で全ての国との貿易不均衡について、Sec.3 で中国との経済・通商関係について、Sec.4 で経済安全保障に関する追加的な事項について、それぞれ現状認識のための調査結果の報告と共に、問題が認識された場合の解決策・対抗措置の提案を、商務長官、通商代表部代表、財務長官を中心とした担当閣僚などに対して求め、Sec.5 でそれらを4月1日までに実施することを求めている³。特に Sec.2 の a 項では、商務長官に対して米国の多額かつ恒常的な財の貿易赤字の原因や安全保障上の含意・リスクの調査結果と共に、関税賦課を含む必要な解決方法を提案するように求めている。

3. 「米国第一の貿易政策」で為替操作国認定にも言及

さらに Sec.2 の e 項では、財務長官に対して合衆国法典第 19 編 4421 条、及び第 22 編 5305 条に基づき、米国の主要な貿易相手国の対ドル為替相場に関する政策や慣行の評価を指示。効果的な国際収支の調整を阻害したり、国際貿易において不公正な競争上の優位をもたらしている、他国の為替操作や為替レート水準の適正値からの大幅な乖離に対抗するための適切な措置を勧告することを求め、該当国は為替操作国として指定すべきとしている。この合衆国法典第 19 編 4421 条、及び第 22 編 5305 条は、半年に1度米財務省により米連邦議会に報告され公表される為替報告書の根拠法となっている“Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015”、及び“Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988”の該当部分を指している。為替報告書は通常4月と10月に報告・公表されることになっており、1~2ヵ月程度遅れる場合も多いが、今回は敢えて4月1日までに改めて精査し前倒しで報告や必要な場合の為替操作国の指定を求めていることになる。

2024年12月6日付国際通貨研レポート「米国第一主義が顕在化しそうな第二次トランプ政権の通貨外交～2024年11月版米財務省為替報告書～」⁴でも指摘したように、バイデン政権下では、たとえ相手国が為替操作国の基準に抵触していても、その背景事情や経済環境などを考慮し、米国が当該国と解決策について協議するとして為替操作国へ

³ 一部は4月30日までに報告。

⁴ [2024年12月6日付国際通貨研レポート「米国第一主義が顕在化しそうな第二次トランプ政権の通貨外交～2024年11月版米財務省為替報告書～」](#)

の指定は見送られていた（第3図）。

一方、第一次トランプ政権下では、為替操作国・監視対象国選定の3つの基準も対象国が拡大する方向へ変更され、2つの基準に抵触すると指定される監視対象国の数が増加傾向となり、2020年12月版報告書で3つの基準に抵触したスイスとベトナムはそのまま為替操作国に指定されるなど、積極的な運用が行われていた。さらに2019年8月5日には、直前の2019年5月版為替報告書で監視対象国に留まっていた中国を、突如為替操作国に指定。当時の米財務省の声明では中国がこれまで自国通貨安誘導を行ってきたことは明白であり、最近も自国通貨価値の引き下げを行ったとしていた。8月5日はアジア時間に2008年5月以来の1ドル=7人民元を割り込んで人民元安が進んだタイミングであったことから、これを指している可能性はある。

しかし、同時に2019年6月のG20大阪サミットでの米中首脳会談で合意した中国による米国からの農産物輸入増加などが守られていないなどとして米国が不満を示し、直前の2019年8月1日に中国からの輸入3,000億ドル相当に15%の制裁関税を賦課すると表明したばかりであったことから、通商交渉での駆け引きの一環として為替操作国指定がなされたとみられる。

第3図：監視対象国の指定開始以降の監視対象国・為替操作国の推移

政権	オバマ政権				トランプ政権				
	2016年4月	2016年10月	2017年4月	2017年10月	2018年4月	2018年10月	2019年5月	2019年8月	2020年1月
為替操作国	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	中国	無し
3つの基準に抵触も為替操作国に指定されず	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	—	無し
監視対象国（基本的に2つの基準に抵触）	5か国	6か国	6か国	5か国	6か国	6か国	9か国	—	10か国
	中国、日本、韓国、台湾、ドイツ	中国、日本、韓国、台湾、ドイツ、スイス	中国、日本、韓国、台湾、ドイツ、スイス	中国、日本、韓国、ドイツ、スイス	中国、日本、韓国、ドイツ、スイス、インド	中国、日本、韓国、ドイツ、スイス	中国、日本、韓国、インド、ドイツ、スイス	中国、日本、韓国、ドイツ、イタリア、アイルランド、シンガポール、マレーシア、ベトナム	—
政権	トランプ政権		バイデン政権						
発行年月	2020年12月	2021年4月	2021年12月	2022年6月	2022年11月	2023年6月	2023年11月	2024年6月	2024年11月
為替操作国	スイス、ベトナム	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
3つの基準に抵触も為替操作国に指定されず	無し	スイス、台湾、ベトナム	台湾、ベトナム	スイス	スイス	無し	無し	無し	無し
監視対象国（基本的に2つの基準に抵触）	10か国	11か国	12か国	12か国	7か国	7か国	6か国	7か国	7か国
	中国、ドイツ、日本、韓国、台湾、インド、シンガポール、イタリア、マレーシア、タイ	メキシコ、中国、ドイツ、日本、韓国、アイルランド、インド、シンガポール、イタリア、マレーシア、タイ	メキシコ、中国、ドイツ、日本、韓国、アイルランド、スイス、インド、シンガポール、イタリア、マレーシア、タイ	メキシコ、中国、ドイツ、日本、韓国、インド、台湾、ベトナム、シンガポール、イタリア、マレーシア、タイ	中国、ドイツ、日本、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア	中国、ドイツ、韓国、台湾、シンガポール、スイス、マレーシア	中国、ドイツ、台湾、シンガポール、ベトナム、マレーシア	中国、ドイツ、日本、台湾、シンガポール、ベトナム、マレーシア	中国、ドイツ、日本、韓国、台湾、シンガポール、ベトナム

(注1) 2019年8月は財務省による声明のみ。

(注2) 現在の為替操作国・監視対象国の3つの基準は、①基準日から過去12ヵ月間の対米財・サービス貿易黒字額が150億ドル以上、②基準日より過去12ヵ月間の経常収支対名目GDP比率が3%以上、③ネット外貨買い自国通貨売り為替介入が過去12ヵ月少なくとも8ヵ月に亘って行われ、かつその実施額がGDPの2%以上、となっている。

(資料) 米財務省為替報告書各号

4. 通商政策に絡めた通貨政策・外交の可能性

これまでのところトランプ政権は、関税賦課を主に通商問題も超えた様々な分野における諸外国との交渉の駆け引き材料として使用。米国への悪影響が小さくない中国への大幅な関税賦課などは慎重に対応し、現実的な対応が取られているように見える。しかし、「米国第一の貿易政策」をみる限り、重要な品目の生産の国内回帰や財貿易赤字の削減なども重要な政策目標としており、他の政策目標とのバランスを考慮しつつ、大統領令でも謳われているように、これらを実現するために関税賦課も依然1つの手段として考えている可能性がある⁵。その場合、関税の効果を担当国の通貨安誘導政策で吸収されることなどのないようにするために、為替操作国指定をより積極的に運用して相手国を牽制するなど、通商交渉に絡めた通貨政策・外交が行われる流れが強まりそうだ。今回の大統領令「米国第一の通商政策」の中で、為替報告書に関しても規定されたことで、こうした動きが改めて確認されたと言えよう。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>

⁵ 実際、27日にトランプ大統領は、半導体や医薬品などの生産を米国内に戻すために関税を賦課すると述べている。